

## 令和2年 第5回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日(金) 午前9時00分～午前9時40分
2. 開催場所 白石町役場 3階 3階大会議室
3. 出席委員 (33人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	6番 木室徳好 委員	7番 吉原春樹 委員
8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員	10番 野田弘之 委員
11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員
20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員
23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員
26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員
4. 欠席委員 (3人)

5番 井上康博 委員	28番 光武直広 委員	34番 溝口修一郎 委員
------------	-------------	--------------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 (1) 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 令和2年白石町農用地利用集積計画(6号)の承認決定について
  - (4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
  - (5) 農業委員会促進事務等活動計画(案)の承認について

報告事項 (1)合意解約の報告  
(2)あっせん申出の取下げについて

業務連絡事項 (1)第6回農業委員会総会の日時及び場所  
(2)その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀
課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩
農地農政係	川崎正己
7. その他出席職員

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 2 年 5 月第 5 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、17 番 吉岡保則 委員から遅れる旨の連絡があっております。

また、5 番 井上保博 委員 28 番 光武直広 委員 34 番 溝口修一郎 委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は 36 名中 32 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、33 番 中村康則 委員、35 番 木下善明 委員 を指名いたします。  
これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 65 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案番号第 65 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 65 号。

申請農地は、大字新拓〇〇番、田 213 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 108 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 157 m<sup>2</sup>、計 478 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字新拓〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的からその他参考事項は、先にお配りしました議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として4月28日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、現在、米、麦、玉葱を中心に約2.4haの農地を耕作されています。

今回の申請は、農業用倉庫、農機具用倉庫、駐車場の整備申請であります。

周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第65号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第65号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第66号＝

議長 続きまして、2.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第66号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第66号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字福田字三本楠〇〇番、畑310㎡、同じく〇〇番、田1,687㎡、計1,997㎡です。

譲渡人は、白石町大字福田〇〇番地、〇〇さんです。

譲受人は、佐賀市本庄町大字本庄〇番地〇、〇〇さんです。

転用目的からその他参考事項は、先にお配りしました議案書のとおりです。

〇〇番につきましては、農地区分は第3種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されてい

る道路の沿道の区域で、かつ概ね 500m以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可しうるものでございます。

〇〇番につきましては、農地区分は第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね 500m以内の農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。29 番溝上委員。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、ただいま事務局から説明がありましたとおり建売分譲住宅 6 棟の整備を目的とするものであります。

生産組合長、隣接農地の所有者・耕作者などからの同意を得られておりますが、区からは現在のところ同意を得られておりません。ただし、転用許可に必要な法 4 条・5 条の立地基準・一般基準の要件には該当しておりますので、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 66 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 66 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 67 号＝

議長 続きまして、3.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について」、議題とします。議案番 67 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 67 号、令和 2 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について説明をいたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 3 件となっております。  
詳細は 1 ページをご覧ください。詳細な説明は省略をさせていただきます。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページにかけて 20 件、4 ページから 10 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 43 件、合わせて 63 件の計画が提出されています。賃借権設定が 61 件、使用貸借権設定が 2 件となっています。

そのうち新規が 53 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 43 件で、再設定は 10 件でした。

今回の利用権の総面積は 446,220.15 m<sup>2</sup>です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 1 件、個人によるものが 19 件、農地中間管理機構によるものが 43 件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 10 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 63 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。  
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 67 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 67 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございまして、○番〇〇委員、○番〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。利用権設定の 10 ページ目のところ、一番下のほう備考欄に農地中間管理権の取得に伴う特例申請とありますが、これがどういうものか説明をお願いします。

事務局 整理番号の 41 から 43 を簡潔に説明いたします。これにつきましては、農地中間管理機構が、トレーニングファームで耕作をなされている方への農地の取得のため、一時的に保管をしておくという事業であります。最終的には、トレーニングファームをなされている方が借受けをされるという形になりますけれども、今のところ、借受者として佐賀県農業公社が一時的に、保有をしている特例の申請になります。以上です。

○番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

○番 ○番の〇〇です。整理番号の 2 番の方なのですが、借地料が全部 0 という理由はなんですか。賃借料の表示のところが、全部 0 となっているのはなぜですか。

事務局 ○〇さん分ですね。ここは使用貸借になっています。

○番 使用貸借、わかりました。

議長 ほかにございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 67 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 67 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 68 号～議案番号第 74 号＝

議長 続きまして 4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 68 号から議案番号第 74 号まで一括して事務局に説明

を求めます。

事務局長 議案番号第 68 号。申出農地は、大字廿治字江越〇〇番、田 3,795 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、白石町大字今泉〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。議案の位置図は、5 ページをご覧ください。

議案番号第 69 号。申出農地は、大字福富字南観音〇〇番、田 2,894 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は規模縮小による農地の処分でございます。議案の位置図は、6 ページをご覧ください。

議案番号第 70 号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,331 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は規模縮小による農地の処分でございます。議案の位置図は、7 ページをご覧ください。

議案番号第 71 号。申出農地は、大字遠江字三本松〇〇番、田 3,701 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、白石町大字辺田〇〇番地、〇〇さんです。申請理由はその他による農地の処分でございます。議案の位置図は、8 ページをご覧ください。

議案番号第 72 号。申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,808 m<sup>2</sup>、大字新明〇〇番、田 5,924 m<sup>2</sup>計 10,732 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、白石町大字新明〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分でございます。議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

議案番号第 73 号。申出農地は、大字戸ケ里字一本樟〇〇番、田 237 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、福岡県糟屋郡志免町別府北、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分でございます。議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 74 号。申出農地は、大字新明〇〇番、田 4,348 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、福岡市早良区西新、〇〇さんでございます。申請理由は遠方のための農地の処分でございます。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議長 議案番号第 68 号から議案番号第 74 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 68 号。

〇番 〇番と〇番委員で願ひします。

議長 議案番号第 69 号。

〇番 〇番と〇番委員で願ひします。

議長 議案番号第 70 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 71 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 72 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 73 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 74 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 68 号は○番○○委員と○番○○委員、69 号は○番○○委員と○番○○委員、70 号は○番○○委員と○番○○委員、71 号は○番○○委員と○番○○委員、72 号は○番○○委員と○番○○委員、73 号は○番○○委員と○番○○委員、74 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは、よろしくをお願いします。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 68 号につきましては○○、69 号につきましても○○、70 号は○○、71 号につきましては○○、72 号につきましては○○、73 号は○○、74 号につきましても○○でございます。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いします。

---

＝議案番号第 75 号＝

議長 続きます、5.「農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について」を議題とします。議案番号第 75 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 75 号、農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について説明します。

平成 21 年農地法の改正によりまして、農業委員会の活動並びに活動計画に対する実績を取りまとめて、農業委員会総会にて「農業委員会促進事務等活動計画（案）」について承認を受けたあと、ホームページで 1 ヶ月縦覧し、農業委員会の意見を求めなければならないと規定されています。その後、6 月末に国のほうへ提出するようになっていきます。この 1 ヶ月の縦覧期間の間に意見を賜れば、その意見に対して農業委員会の意見をまとめ、改めて正式に公表することになります。6 月の総会にて意見があったかなかったか、そこを含めて改めて正式に農業委員会の計画として決定をしていただく予定としております

今回、農業委員会促進事務等活動計画(案)ですけれども、前半の 8 ページまでが令和元年度分の目標及び達成に向けた活動の点検・評価となっております。

9 ページ目からは、今年度の活動計画になっております。内容につきましては、基本的に昨年と変わっておりません。内容につきましては、お目通しいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 ただいま、説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

○番 ○番〇〇です。特別疑問というわけではないのですが、文字の間違ひがあるのではないかと申して質問します。3 ページ目の 1 番上のところ、30 年度新規参入者数のところの下の行ですけれども 29 年度新規参入者という表現になっています。それと、もうひとつが 10 ページ目の 現状及び課題のところの 2 年 4 月現在の管内の農地面積 5,860 という表現ですけども、この前の年の農地面積 5,870 という数字があったなかで、10ha の減少というのは、単なる文字の間違ひでしょうか。減少の理由をお願ひします。

事務局 まず、3 ページの 29 年度というのは、ご指摘のとおり、うちのほうで間違えております。もう 1 点につきましては、確認いたしますので、少しお待ちいただきたいと思えます。11 ページの管内の農地面積 5,860ha について 10ha 減っているといったことだと思えますけれども、この分については、9 ページ目の表の耕地面積のほうとあわせてお申して、転用ですとか、そういった形で、農地がいくらか減っておりますので、それが原因かと思われまます。

議長 よろしいでしょうか。

事務局 すみません。私の説明が間違っておりました。おっしゃっているのは、4 ページの管内農地面積の 5,871ha の 1ha の分の差異をご指摘いただいているのですか。ここの表示については、昨年、1 年前に今年度の計画を出していただいた数字をそのまま計上いたしてお申して、再度、内容を精査いたしまして、修正すべきかどうか、もう 1 回

チェックしまして、再度、また来月の時に案ではなくて、正式にお示しする形になるかと思っておりますので、また、その際に結果をご報告したいと思います。

○番 はい。

議長 ほかにございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 75 号賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 78 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1、合意解約の報告
- 2、あっせん申出の取り下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- (1) 令和 2 年第 6 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 40 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員